

門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託仕様書

1 事業名

門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画策定支援業務委託

2 門真市第5次障がい者計画等の概要

(1) 計画の位置づけ

①「門真市第5次障がい者計画」

障害者基本法第11条第3項に規定された「市町村障害者計画」

②「門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第88条第1項に規定された「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定された「市町村障害児福祉計画」

(2) 計画の期間

①令和9（2027）年度から令和14（2032）年度

②令和9（2027）年度から令和11（2029）年度

3 業務の目的

本市では、平成10（1998）年度に「ノーマライゼーション」及び「リハビリテーション」の理念を柱とした「門真市障害者計画」の施行以降、平成20（2008）年度に2つの理念を発展させた「門真市第2次障害者計画」を施行し、障害者基本法の一部改正や障害者虐待防止法、障害者差別解消法の施行など制度改革の理念や方向性を反映させ、これまでの計画の成果と課題を踏まえた「門真市第4次障がい者計画」を令和3（2021）年度に施行し、障がい児（者）施策を一層充実させる取組を進めているところである。

また、障がい福祉サービスにおいては、障がいのある人が年齢や障がいの種別等に関わりなく、一人ひとりの自立を支援し、身近な地域で必要なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう令和6（2024）年度に「門真市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を施行し、サービスの整備を計画的に進めているところである。

本業務は、障がい児（者）施策等を取り巻く状況や環境の変化を把握しながら現行の計画の評価や、令和8（2026）年度に実施する本市障がい者計画等に係るアンケート調査及び分析等業務の成果品等を活用して、本市における障がい児（者）施策の実情や将来展望に適した独自性及び実効性のある計画内容とするため、情報収集・現状分析・会議運営等の関連業務を一括して委託実施することで「門真市第5次障がい者計画」及び「門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」の整合性を図り

つつ策定するものである。

4 準拠法令等

委託業務は本仕様書によるほか、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法、その他関係法令、本市が定める条例・規則・要綱等、国及び大阪府の計画・指針等に基づき実施するものとする。

5 業務の内容

2に規定する計画策定を確実かつ順調に遂行するため、策定作業全般の細部にわたるコンサルティング業務を次のとおり行い、計画策定を行う。なお、本計画を担当する主任研究員が出席の上で、事務局との打合せを随時行う。また、打合せ記録を作成し7日以内に本市に提出するものとする。その他、電話又は電子メールにより隨時の打ち合わせを行う。

(1) 障がい児（者）のニーズ調査及び分析等の活用に関すること。

① 現状把握

ア 門真市総合計画等の上位計画及び地域福祉計画等関連計画との整合を図るため、これら計画の動向を確認及び調査する。

イ 国、大阪府の計画・指針や社会情勢等の動向について確認及び調査する。

ウ 本市施策の状況・課題を把握する。

② 関係者の意見等による必要資料の収集

必要に応じて関係課及び関係団体から障がい児（者）施策に関する現状認識や今後の展望等について意見を求め、「門真市第5次障がい者計画」及び「門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」策定に係る基礎資料を収集する。

③アンケート調査票の設計及び回収結果のデータ入力作業、集計・分析を行い、調査結果報告書としてとりまとめ、納品までの作業一式を行う。回答方法については、Webによる方法も可能とするため、回答フォームを作成すること。

④市の行政資料や統計資料等を基に現状を把握し、市の地域特性に合った調査票の設計を行い、市へ提示する。

⑤調査対象区域は市全域とし、障がい者計画及び障がい福祉計画のための調査のうち、市民調査の対象人数は3,000名とし、障がい種別に合わせた割合で実施する。また、市内の障がい児（者）団体（約6団体程度）への調査を実施する。

障がい福祉計画のための調査として、市内及び近隣市の障がい福祉サービス提供事業者・障がい児通所支援事業所への調査（約150事業所程度）を実施する。

以上から調査票の種類は3種類とする。対象者については市が情報を提供する。

⑥調査方法は、郵送（3010件程度）、メール（150程度）又はFAX（5件程度）（本市がいずれかを指定）によるものとし、封入・発送・受取作業に係る郵便料、配布・回収用封筒印刷費等諸経費を含むものとする。

⑦受託事業者は、市から預託された個人情報を、委託業務完了後速やかに市に返還するものとする。ただし、市が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(2) 門真市第5次障がい者計画及び門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画に関すること。

① (1)を踏まえて、計画骨子案・計画素案等の作成

「門真市第5次障がい者計画」及び「門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」それぞれの計画骨子案、計画素案、計画案を作成する。

② パブリックコメントに関する支援

上記①に係るパブリックコメントの実施について、ホームページ掲載のためのデータ提供及びパブリックコメント用計画素案と概要版案の提供、パブリックコメントで出された意見への対応に関する助言及び資料作成等を行う。

③ 計画案の作成等上記②のパブリックコメントによる調整、協議会等での承認及び市内部の意思決定の後、「門真市第5次障がい者計画」及び「門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」それぞれの概要版・完成版を作成する。

④ その他上記①～③の他、「門真市第5次障がい者計画」及び「門真市第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」の策定に必要な支援を行う。

⑤ 計画策定にあたり、施策の取組について令和8(2026)年度当初に第4次障がい者計画の進捗状況の評価と次の計画への反映及び第5次障がい者計画の進捗状況調査シートの作成を行う。

(3) 門真市障がい者地域協議会等（以下、「協議会等」※という。）運営支援に関すること。

①協議会等への出席及び議事の説明

②協議会等の資料作成（会議資料は会議の1週間前までに委員数16部、傍聴者10部、事務局7部、手話通訳者2部の合計35部を印刷し納品する。）

③協議会等の議事録等の作成（会議終了後1週間以内に作成し納品する。期限厳守。）

④協議会等の意見集約及び回答の作成

※協議会等

- ・門真市障がい者地域協議会
 - ・門真市障がい者計画策定推進委員会
 - ・門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会
- それぞれ5回程度開催予定（4月、7月、10月、12月、2月）（門真市障がい者計画策定推進委員会及び門真市障がい福祉計画・障がい児福祉計画作成委員会は同日で開催予定）

契約締結日の日から令和9（2027）年3月31日まで

7 成果品等

本業務の成果品は、以下のとおりとし、納入場所は、門真市保健福祉部障がい福祉課とする。製本、データの仕様等の詳細については、受託事業者と協議する。

- ① 調査結果報告書のデータ
- ② 計画書のデータ及び印刷製本

ア 障がい者計画

頁数・紙質：A4判・130ページ程度・表紙はレザック紙四六判

部数：100部

イ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

頁数・紙質：A4判・130ページ程度・表紙はレザック紙四六判

部数：100部

- ③ 計画書の概要版等のデータ

ア 障がい者計画概要版

イ 障がい福祉計画・障がい児福祉計画概要版

- ④ 各種電子データ

調査報告書及び集計データなどの電子データ一式並びに計画書のデータをCD-ROMなどの電子媒体に記録し納入する。（Word、Excel、PDFなど関連ファイル）

8 その他

- (1) 受託事業者は、業務着手前に本業務にかかる作業方針（工程表・従事者名簿等を含む）について関係書類を提出し、本市の承諾を得ること。
- (2) 受託事業者は、本業務に関する文献等の資料や実証段階から実用段階にある先端技術等の情報を常に収集し、十分な調査をすること。
- (3) 本市は、業務に必要な資料を所定の手続きによって貸与する。
- (4) 受託事業者は、業務の遂行に際し、技術論文等の文献その他の資料を引用した場合には、その出典を明記すること。
- (5) 受託事業者は、本業務で調査収集した文献等資料を本市に提出すること。
- (6) 本業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託事業者の申請による。

9 注意事項

- (1) 受託事業者は、門真市情報公開条例（平成11年門真市条例第13号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (2) 業務の履行にあたっては、市の担当者（障がい福祉課職員）と緊密に連絡をとること。

- (3) 業務完了後、受託事業者の責に帰すべき事由による成果物の不良箇所が発見された場合には、受託事業者は速やかに本市が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに要する経費は受託事業者の負担とする。
- (4) 成果品の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。

10 その他の事項

この仕様書に定めのない事項並びに仕様書について疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。